

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ホシヤマ（法人番号 6350001010180）
業 者 の 住 所：宮崎県小林市細野 2 6 3 3 - 1
- 2 指名停止措置期間：令和 3 年 9 月 3 日から同年 1 0 月 2 日まで（1 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：
株式会社ホシヤマ及び同社取締役が、平成 3 1 年 3 月 1 9 日、同社敷地内において、労働災害が発生した際に、労働基準監督署に虚偽の災害発生状況を記載した労働者死傷病報告書を提出したとして、令和元年 1 2 月 1 2 日、都城簡易裁判所において、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金の略式命令を受け、その後、その刑が確定したことから、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして、令和 3 年 5 月 2 7 日に宮崎県知事より指示処分を受けたものである。
このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。
- 5 指名停止措置理由：
上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内